

# 年税額について

令和5年4月1日からの税額は下表のとおりです。

## ◇原動機付自転車及び二輪車等

車種区分		税率（年額）
原動機付自転車	一種（50cc以下）	2,000円
	二種乙（90cc以下）	2,000円
	二種甲（125cc以下）	2,400円
	ミニカー	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	その他	5,900円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	6,000円

## ◇四輪以上及び三輪の軽自動車

車種区分		税率（年額）			
		平成27年3月31日以前の新規登録車両	平成27年4月1日以後の新規登録車両	重課対象車（13年越の車両）（注）	
三輪	50ccを超え660cc以下のもの	3,100円	3,900円	4,600円	
四輪以上（660cc以下）	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円

（注）動力源又は内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除きます。

## ◇軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）制度

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに初めて新規登録した軽四輪等は、令和5年度分の軽自動車税（種別割）について以下のように税額が軽減されます。

対象車		内容	
電気自動車 天然ガス自動車  (天然ガス自動車は平成30年排出ガス規制適合、 または平成21年排出ガス基準10%低減達成車両)		概ね75%軽減	
ガソリン車・ ハイブリッド車(注)	乗用	令和2年度燃費基準達成車かつ 令和12年度燃費基準90%達成車	概ね50%軽減
	乗用	令和2年度燃費基準達成車かつ 令和12年度燃費基準70%達成車	概ね25%軽減

(注)ガソリン車・ハイブリッド車は、営業用（内、乗用）のみ対象。いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成、または平成30年排出ガス規制50%低減車に限る。

## ◇軽減が適用された車両の税率表

車種区分		税率（年額）			
		概ね75%軽減	概ね50%軽減	概ね25%軽減	
三輪	50ccを超え660cc以下のもの	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪以上 (660cc以下)	乗用	自家用	2,700円		
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	1,300円		
		営業用	1,000円		

\*燃費基準の達成状況は、自動車検査証に記載されている「備考」で確認することができます。

【問い合わせ】久万高原町役場 住民課税務収納管理班 軽自動車税係  
TEL：0892-21-1111